

医療法人 きずな会  
さめじまボンディングクリニック

第三者評価 結果報告書

(養子縁組民間あっせん機関 2021年度)

2021年6月26日

契約・評価開始

2022年2月21日

評価確定

□総評	p.1
□評価項目別	
Ⅰ. 養子縁組のあっせん・相談支援の基本方針と組織 (no.1-6)	p.3
Ⅱ. 民間あっせん機関の運営管理 (no.7-16)	p.5
Ⅲ. 適切な養子縁組のあっせん・相談支援の実施	
1. 児童の最善の利益の尊重 (no.17-33)	p.8
2. 養子縁組のあっせん及び相談支援の質の確保 (no.34-44)	p.14

継続的改善応援企業



第三者評価機関 (指定番号0102-01)

株式会社IMSジャパン

<http://www.imsjapan.info/>

本社 〒259-1137神奈川県伊勢原市笠窪449-9 TEL : 0463-94-3181 FAX : 0463-94-3251

東京事務所 〒104-0061東京都中央区銀座1-3-3 G1ビル7階 TEL : 03-5843-0903

## 令和3年度(2021年度) 第三者評価結果報告書

### ①民間あっせん機関名

さめじまボンディングクリニック

### ②第三者評価実施機関名

株式会社IMSジャパン

### ③第三者評価の受審状況

評価実施期間 契約日(開始日)	2021年6月26日(土)
評価実施期間 評価結果報告日	2022年2月15日(火)

### ④総評

<特に評価が高い点>

【1】 生後0日虐待死を防止することを目的とし、全職員がセラピストの姿勢で生母の支援に取り組んでいます

生後0日虐待死を防止することを目的とし、一貫した事業を行っています。中高生の予期せぬ妊娠や、支援が必要な特定妊婦に対して行政と連携して取り組んでいます。メールや電話、面談で相談を受け付け、アセスメントを行い、本人の意思や決心を尊重して妊娠中から支援しています。職員全体で事業内容を理解し、子どもの幸せと生母の心のケアを大切にするという基本方針のもと、全員がセラピストの姿勢で業務に携わっています。医療職、福祉職、心理職と共に各職種の職員がそれぞれのスキルで生母の気持ちに寄り添った関わりをしています。出産を控えた生母が院内で過ごしている間、調理職員と一緒にクッキーを焼いたり、富士山がきれいに見える日には掃除のスタッフが生母を誘い出したり、アロマセラピストがアロマテラピーで心身を癒したりしています。出産後には、生母が生み出した命は尊いこと、自分自身を許すことなどを伝え、生母が生きる希望を持ち、未来をみつけられるよう職員全体でかかわっています。職員は絆を大切に誇りを感じながら生母を支援しています。

【2】 「子どもの幸せ」を第一に考え、養親候補者を重層的に選考していく仕組みがあります

「子どもの幸せ」を第一に考え、情報提供や情報収集、審査を繰り返して養親候補者を選定しています。説明会では、院長自ら理念や方針、重視していることなどを参加者に伝えています。そして、社会的養護の子どもたちについて理解を深めるため、申し込みの要件として里親登録認定書が必要であると説明しています。選考の基準としては、「養親希望者の要件」や「社会福祉の視点からの養親の適格性」を定め、まず要件に基づき書類選考を行っています。その後、一次面接・審査、家庭訪問・審査、二次面接を行い、審査委員会を経て、養親候補者登録ができる手順となっています。各段階では、「子どもの幸せ」を重要な視点として協議をしています。最終の面接では、児童福祉の専門家である第三者委員が同席をして、あんさん協(あんしん母と子の産婦人科連絡協議会)による本部面接を行っています。情報収集と審査を繰り返し、第三者の知見も生かしながら選考する仕組みを構築しています。

【3】 産婦人科の全国ネットワークを立ちあげ啓蒙活動をおこなうとともに、養子縁組家族の会を立ち上げ、子育ての悩みや喜びをみんなで共有できる場を作っています

当院が発起人となり、「あんさん協(あんしん母と子の産婦人科連絡協議会)」を立ち上げています。あんさん協の基本方針7か条に賛同する北海道から九州の民間あっせん機関の産婦人科6施設と、養子縁組希望者の相談に応じる産婦人科17施設が全国的なネットワークを構築し、本部は当院が担っています。産婦人科だからこそできる実母支援や子どもの命を救う活動について、講演会や研修会、シンポジウムを通して発信し続けています。

さらに、養親の全国組織「養子縁組家族の会(星の子の会)」を立ち上げ、養親子の交流の場を作っています。北海道から九州まで100組弱の養親が会員となり、互いの子育ての悩みや喜びを共有しています。あんさん協は星の子の会を支援しており、そのつながりは、育児や家族形成に大きく寄与しています。また、特別養子縁組後のモニタリングを通して、支援方法のさらなる改善へとつなげています。

#### ④総評

<改善が求められる点>

##### 【1】業務方法書に、子どもに対する具体的な対応手順を整理していくことが期待されます

業務方法書は、法律に基づき項目を立てて実施方法を整理しているほか、当院における具体的な手順も明確にしています。当院の手順については、子どもの生母等への具体的な対応手順や、養親希望者への具体的な対応手順などを記しているほか、各工程の実施方法を明示しています。子どもへの対応手順は、児童の父母や、養親希望者、養親候補者等への対応手順の中に含まれていますが、今後は、子どもに関する対応手順について項目を立てて整理していくことが期待されます。「子どもの幸せ」のため、どのように子どもを支援していくか整理することで、理念・方針に向けた実践がさらに明確になっていくと思われまます。

##### 【2】苦情解決に関する仕組みを作り、子どもや生母、実父、養親希望者などに周知することが望まれます

特定妊婦などの相談者や、養親希望者、候補者、養親に対しては、電話やメールで質問があれば言ってもらおうよう常に声をかけています。面談でも意見を言いやすい雰囲気配慮して不安なことはないか必ず声をかけています。意見には都度迅速に対応しています。また、アンケートを養親説明会や養親家族の集いの会である星の子の会で実施するなどして意向を把握しています。しかしながら、苦情解決に関する制度がないので仕組みを作ることが望まれます。苦情対応マニュアルを作成し、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員の設置などを明文化することが期待されます。子どもや生母、実父、養親希望者などにわかりやすく周知することも望まれます。

##### 【3】実効性の高い事業計画書と事業報告書の策定が望まれます

当院の養子縁組あっせん事業は特定妊婦支援の一環として行うものであり、特別養子縁組そのものが事業目的ではありません。そのため人材、施設・設備、資金、情報そして支援内容も本体の病院と切り離すことが難しい面があります。現状の事業計画書は事業許可申請を主たる目的として作成しているため実効性が高い計画とはいえない状況が見受けられます。一方、事業報告書は相談件数、縁組成立件数、付帯する支援件数と収支報告など実績数値で構成されていますが、これら数値の裏にある活動、試行錯誤など数値では表しきれない実践のプロセスを記載していくことが望まれます。今後、1年間の成果・課題を抽出した事業報告書を作成し、それをもとに事業計画書の重点目標を定めるなど、改善に向けて何に取り組むか明確になるような計画書を作成していくことが期待されます。事業報告書と事業計画書により、PDCAサイクルを定着させていくことが望まれます。

<p>評価項目 / 評価の着眼点</p> <p>【評価ランク】</p> <p>a: 評価項目の事項が適切に実施されている。  b: 評価項目の事項は実施されているが、十分ではない。  c: 評価項目の事項が実施されていない、または確認できない。</p>	<p>評価ランク</p>	<p>評価の理由</p>	<p>特に評価が高い点</p>	<p>改善が求められる点</p>
<p>No.1 I-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針が、文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針は、職員への周知はもとより、児童、生みの親、養親希望者及び業務上連携する関係者・機関に周知され、十分な理解を得よう努めている。</p>	<p>a</p>	<p>・当院の基本方針は「第一に考慮すべきは子の幸せであり、次に実母の心のケアを大切に」「虐待防止の観点から必要に応じて養子縁組を行うものであり、養子縁組が優先するものではない」等の7か条からなっています。</p> <p>・基本方針は、事業計画やパンフレット、リーフレット、ホームページ、院内掲示物、広報誌、発行書籍等、多様な媒体を通じて発信しています。</p>	<p>・単なる産婦人科ではなく、ボンディング「きずなづくり」をテーマに、ボンディング形成の基本単位である親子、家族、職員、地域のつながりのために、さまざまな支援を行う施設であるとしています。</p> <p>・特定妊婦支援の一環としての養子縁組であり、養子縁組あっせんは主目的ではなく、手段の一つであることを明確にしています。</p> <p>・当院の基本方針に賛同する産婦人科の全国ネットワーク「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会(あんさん協)」を組織して連携しています。</p> <p>・今回独自で行った利用者アンケートでは、子どもの幸せや生母を大切にしていることを当院の良い点としてあげる意見が養親から複数出ており、当院の理念について理解が深まっていることが分かります。</p>	
<p>No.2 I-2-(1)-① 事業の安定性や継続性を担保する事業計画が適切に策定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針の実現に向けた目標が明確にされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 経営状況や支援内容、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点が明らかにされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 単年度の事業計画が策定されている。また、必要に応じて中長期計画が策定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画には、収支計画に関する事項が含まれている。</p>	<p>b</p>	<p>・当院の養子縁組あっせん事業は特定妊婦支援の一環として展開されていることから、本体の病院と切り離すことが難しい状況です。事業計画には人材確保・育成や施設・設備の充実・更新等の記載がなく具体性、実践性の面で課題があります。</p> <p>・養子縁組あっせん事業について、事業報告の実績や振り返りの結果が、事業計画に反映されていない部分が見られます。</p> <p>・中長期計画・収支計画についてはあっせん業務が不定期かつ不安定なため、策定が困難と考えています。</p>		<p>・当院の事業計画と中長期計画、養子縁組あっせん事業の事業計画の仕訳については人材育成、人件費、施設・設備等を含め、病院との案分方法を再検討し、より正確に実態を反映した内容とすることが望まれます。</p> <p>・養子縁組あっせん事業単体では毎年欠損を継続しています。病院の収益から補填で支えているのが実態と思われ、継続的に事業を行うため、財源の確保が求められます。</p> <p>・あんさん協の全国ネットワークを維持する費用、リーフレット作成費など、当院が負担している諸経費や事務負担のほか、養親の交流企画、会誌発行、養親の研修などの予算などが明確にされていません。</p>
<p>No.3 I-2-(1)-② 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 実施状況の把握や評価結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p>	<p>b</p>	<p>・養子縁組あっせん事業に関して毎月「安心母と子の委員会」を開催し、毎週ミーティングと朝礼で意見交換をしています。</p> <p>・事業計画については、毎週のミーティングなどで変更点がないか話し合っていますが、中間総括などは行っていません。</p>		<p>・事業計画策定には事業報告書などの振り返りを充実させ、その結果を反映することが望まれます。課題抽出型で事業報告書を作成し改善活動につなげていくことが求められます。</p> <p>・事業計画の策定にあたっては、年度末の振り返りの時に目標の達成度を判断できる課題設定の仕方が望まれます。</p> <p>・収支の分析などを行い、改善点を職員間で共有できる仕組みが望まれます。</p>

<p>評価項目 / 評価の着眼点</p> <p>【評価ランク】</p> <p>a: 評価項目の事項が適切に実施されている。  b: 評価項目の事項は実施されているが、十分ではない。  c: 評価項目の事項が実施されていない、または確認できない。</p>	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.4 I-2-(1)-③ 事業計画は、職員や生みの親及び養親希望者等に周知され、理解を促している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る事項について、職員に対し、周知を図り、理解を促す取組が行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容は、生みの親及び養親希望者等に周知(配布、説明等)されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容を、分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、生みの親及び養親希望者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p>	<b>b</b>	<p>・事業計画の内容は、院内の職員に説明をしています。</p> <p>・生母及び養親希望者等にはあんさん協の資料などに基づいて説明しています。申請から養親手続き完了までのプロセスと費用の詳細についても、資料を作成して説明していますが、事業計画の内容については説明していません。</p>		<p>・事業計画をすべての職員が読みこみ、課題を共有できる仕組みづくりが必要と思われます。</p> <p>・生母及び養親希望者等にはあんさん協の資料に基づいたプレゼン資料を作成して説明などしていますが、その中に事業計画書のあっせんに係る内容を加えていくとよいでしょう。</p>
<p>No.5 I-3-(1)-① 養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p> <p><input type="checkbox"/> 質の向上に向け、PDCAサイクルを意識し、組織として実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 自己評価や生みの親や養親へのアンケートの実施、第三者評価の受審等を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 評価結果や苦情相談の受付・対応状況等について、分析・検討し、質の向上につなげるための仕組みがある。</p>	<b>b</b>	<p>・毎月、「安心母と子の委員会」を開催しています。毎週のミーティングと毎日の朝礼で、あっせん事業の質の向上に向けた意見交換をしています。</p> <p>・生母や養親へのアンケートを実施するとともに、養子縁組家族の会「星の子の会」の交流や講演会を通じて支援の質の向上についての示唆を得ています。</p> <p>・苦情解決制度は本体の病院としては用意できていますが、本事業に関しては今後の課題となっています。</p>	<p>・あんさん協の発起人として、院内に本部を設置しています。全国の各産婦人科から情報を収集し、また発信する核として機能し、養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けて取り組んでいます。</p> <p>・都内の養子縁組あっせん機関と事例検討などの機会を持っています。</p> <p>・今年度「業務方法書」を大幅に改訂し、法令と実務を関連付けて把握できるように整理しました。</p>	<p>・今年度改訂した「業務方法書」を全職員が深く理解して実践と照らし合わせるなど、組織的に振り返りを行うことが期待されます。</p>
<p>No.6 I-3-(1)-② 自己評価等の評価結果に基づき、取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 自己評価、第三者評価等の結果を踏まえ、改善の課題を明確にしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員間で課題の共有化が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。</p> <p><input type="checkbox"/> 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。</p>	<b>b</b>	<p>・今年度、第三者評価に向けて行った自己評価や利用者アンケートを通して、業務を振り返ることができたと、当院では考えています。</p> <p>・自己評価については昨年度試験的に実施しましたが、その結果について検証したり、職員間で周知するなどの取り組みは行っていません。</p>		<p>・今後、自己評価を通して、関係職員間で改善課題の抽出を行い、改善に向けて取り組んでいくことが期待されます。</p>

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
【評価ランク】 a: 評価項目の事項が適切に実施されている。 b: 評価項目の事項は実施されているが、十分ではない。 c: 評価項目の事項が実施されていない、または確認できない。					
No.7	II-1-(1)-① 養子縁組あっせん責任者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養子縁組あっせん責任者は院長であり、日常的に基本方針等を踏まえて行動し、役割と責任を明らかにしています。</li> <li>・養子縁組あっせん責任者に係る職務分掌や権限と権限委譲などについて、明文化されていません。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・養子縁組あっせん責任者に係る職務分掌や権限及び権限委譲などについて、明文化することが望まれます。また、職務権限規程などを作成して全ての職員の職務内容と権限を明確にできるとさらに良いでしょう。</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者は、基本方針等を踏まえた取組を具体化し、明確にしている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、職員に周知が図られている。				
No.8	II-1-(1)-② 養子縁組あっせん責任者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の中に「日本医師会・日本産婦人科医会・厚生労働省の意向を重視する」を掲げています。</li> <li>・「業務方法書」では業務のそれぞれが根拠となる法の条文に照らし合わせた説明がされ、各業務が法令に沿った内容で遂行されていることを明確に示しています。</li> <li>・厚生労働省の主催する養子縁組あっせん責任者研修には責任者を始め複数の職員を派遣しています。また、院内研修においても法令等の学びを深めています。</li> </ul>		
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、遵守すべき法令等を正しく理解している。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組あっせん責任者に係る研修に参加している。※法定事項 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん機関職員に係る研修に、職員を参加させるなど、組織全体で法令遵守するための具体的な取組を養子縁組あっせん責任者が行っている。				
No.9	II-1-(2)-① 養子縁組あっせん責任者は、養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援の質の現状について、院内において担当者、事務長、看護師、保健師、児童相談所等とともにケース会議を開き検討し、改善課題等を抽出しています。</li> <li>・責任者は相談事業について熱意を持ち国や県の会議に参加し、地元市区町村や児童相談所など関係機関への周知やケース連携などを行っています。</li> <li>・都内の養子縁組あっせん機関と連携交流しており事例研修などを通じてあっせん相談支援業務の質の向上に努めています。</li> <li>・養子縁組あっせん責任者は院長を兼務し、多忙を極めています。今後、人材の育成と権限委譲が必要になってくると思われます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養子縁組あっせん責任者は、子どもと養親候補者が会える教育入院初日のその瞬間に他の職員とともに立ち会い祝福しています。子ども一人一人のケースについて実態を把握して質の確保・向上に努めています。</li> </ul>	
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に意欲を持っている。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の現状について、定期的・継続的に評価分析を行っている。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者は、職員の意見を取り入れて質の向上に関する具体的な体制を構築し、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が中心となって、関係機関との連携や調整を行っている。				

<p>評価項目 / 評価の着眼点</p> <p>【評価ランク】</p> <p>a: 評価項目の事項が適切に実施されている。  b: 評価項目の事項は実施されているが、十分ではない。  c: 評価項目の事項が実施されていない、または確認できない。</p>	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.10 II-2-(1)-① 必要な人材の確保・育成・定着等に関して、具体的な取組が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 適切な養子縁組のあっせん・相談支援が提供できる体制を構築するため、必要な人材を確保し、十分に育成ができるよう、マネジメント体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの育成に向けたスーパーバイズが行えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの状況に応じ、資格取得や研修等への参加機会の提供などの取組を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画の中に、職員に求める基本姿勢や意識を明示している。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画に基づき職員育成計画を策定し、計画に基づいた取組を行っている。(職員の援助技術の水準、知識の量と質、実務経験、専門資格を取得する必要性の有無、研修の計画的な受講等)</p>	<b>b</b>	<p>・職員の研修等には積極的に支援を行っており、参加できる環境を作っています。</p> <p>・職員一人一人の育成やスーパーバイズは十分とは言えませんが、職員一人一人の高い意欲により実践を積んで力量を伸ばしていると考えています。</p> <p>・当院の基本方針や事業計画には人材の確保、育成、研修計画などの記載はありません。</p>		<p>・当院の基本方針や事業計画には人材の確保、育成、研修計画などの記載がありません。例えば「期待する職員像」などを明確にし、人事基準を定めて評価していくなど、人材育成の仕組みを作ることが望まれます。</p> <p>・現状、職員6人中、専任は1人だけであることから複数体制を確保することが望まれます。</p>
<p>No.11 II-2-(2)-① 職員が意見を表明しやすく、相談しやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員が自由に意見を表明して組織の運営及び決定に関与できる環境が整っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員がひとりで問題を抱え込むことなく、養子縁組あっせん責任者や他の職員にいつでも相談できる環境が整っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員からの相談、意見や悩み等を踏まえ、必要な助言・改善等に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、困難な事案や複数の事案を抱える職員等に対して、事案の進捗状況や、悩み事や問題が生じていないか逐次確認するとともに、必要に応じて積極的に助言を行っている。</p>	<b>a</b>	<p>・当院では医師、事務長、保育士、看護師・助産婦、社会福祉士、公認心理師、アロマセラピストさらに調理師や栄養士も含め全員がセラピストであるとの位置づけで、多職種連携を進めています。</p> <p>・職員同士で忌憚なく話ができる土壌があり、それぞれの立場から創意ある支援を行っています。多彩な支援の実践が共有できる職場環境になっています。</p>	<p>・職員同士の輪が大事であり、全ての職員がセラピストであるとしています。それぞれが創意を發揮して実母や養親とかかわっており、成果が出ています。</p>	

<p>評価項目 / 評価の着眼点</p> <p>【評価ランク】</p> <p>a: 評価項目の事項が適切に実施されている。 b: 評価項目の事項は実施されているが、十分ではない。 c: 評価項目の事項が実施されていない、または確認できない。</p>	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.12 II-3-(1)-① 経営・運営の非営利性が確保されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 金額の根拠や使途が不明な費用を実費として徴収していない。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 事業運営に要する費用の抑制に努め、人件費や事務費等は、真に必要なものに限定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 寄付金、会費の取扱いについて、指針が遵守されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 自らが行う事業の非営利性が疑われるような運営を行っていない。(人身売買または営利を目的とした養子縁組のあっせん、それらを示唆するような宣伝広告や事業説明等)</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんのために、養親希望者に対して不当な条件を課していない。(広報活動への参加、養育施設での労務提供等)</p> <p><input type="checkbox"/> 事業所毎の事業報告書を、毎事業年度終了後2か月以内に都道府県知事等に提出している。※法定事項</p>	a	<p>・当院では、本事業を福祉事業として位置付けており、業務方法書の中に「さめじまボンディングクリニックにおける手順書」を定めて寄付金、支援金、謝礼その他の名目での金品、物品その他無償の供与を請求したり、受け取りはしないと明記しています。</p> <p>・生母、養親いずれからも謝礼や寄付金などを受け取らず、医療の一環の位置づけで支援をしています。</p> <p>・運用における非営利性については団体として誇れる特徴と考えており、利用者からの金銭の授受は領収書、実費の徴収などを定義づけ明確にしています。領収書等は全ケース保存しています。</p> <p>・厚労省のあっせん事業者の調査結果からは、当院の定めた手数料が他団体と比べ相対的に低額であり、相当額の自己負担が見込まれます。</p>		
<p>No.13 II-3-(1)-② 経営・運営の非営利性について説明責任を果たしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 手数料を徴収するにあたっては、事前に金額の根拠や使途を明らかにしている。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 手数料の金額の根拠や使途は、養親希望者や生みの親が容易に理解できるように、その内訳について一覧可能な書類の提示や、必要に応じて領収証等の根拠資料を併せて示している。</p> <p><input type="checkbox"/> 手数料を受領した場合は、領収証を発行している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る書類等を、個別の事例ごとに、養子縁組のあっせん後、5年以上保管している。(契約書、手数料の請求書や明細書、手数料の算定根拠となる領収証等)</p>	a	<p>・産婦人科の全国ネットワーク あんさん協の基本方針に「実母、養親いずれからも謝礼や寄付金を受けとらない。医療の一環として扱う。」と示しており、ホームページ等で公表しています。</p> <p>・養親向けの説明会資料に、当協議会の費用について説明し、当院のあっせん事業に係る実費等諸表を付属資料として添付しています。資料では委託費としてまとめた金額を請求することはないことも明記しています。</p>		
<p>No.14 II-4-(1)-① 経営・運営の透明性を確保するための情報公開等が行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る業務に関する事項(定款、手数料の算定基準等)を、ホームページへの掲載等の適切な方法により公表している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> あっせんを希望する養親希望者および生みの親に対して、養子縁組のあっせんに関する手数料の額、実施方法、あっせんを中止した場合の費用負担の取扱い等を、電子メールの送信や書面の交付等により事前に情報提供している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 業務の質について自ら評価を行うとともに、第三者評価を受け、それらの結果について公表している。※法定事項</p>	a	<p>・本事業に関して、あんさん協のホームページにまとめて掲載しており、出産や養子縁組のあっせんに係る業務について加盟協議会として統一した仕組みをとっています。</p> <p>・生母の安全・安心な出産、生母・養親希望者の双方に向けた養子縁組に至るまでのプロセスは、あんさん協のホームページやパンフレット、事業報告書等で丁寧に紹介しています。</p> <p>・第三者評価については今年度初めて受審し、結果を公表する予定としています。</p>	<p>・産婦人科だからこそできる実母支援や生後0日虐待死防止支援があるとし、基本方針に賛同する全国の産婦人科医院と連携して「あんさん協」を設立しました。運営の透明性、非営利性については団体として誇れる特徴と考えています。</p>	



評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
【評価ランク】					
<p>a: 評価項目の事項が適切に実施されている。</p> <p>b: 評価項目の事項は実施されているが、十分ではない。</p> <p>c: 評価項目の事項が実施されていない、または確認できない。</p>					
No.15	II-5-(1)-① 民間あっせん機関が業務を行ううえで必要となる社会資源が明確になっており、活用する仕組みがある。	a	<p>・関係機関の連携先として、あんさん協に所属している産婦人科医院を一覧表にしているほか、「産前・産後母子支援特別養子縁組推進養育支援連絡票送付先」を一覧表にして、各地域の保健師と連携しやすいようになっています。</p> <p>・養親子の住まいは全国に渡るため、連携をする際には各地域の保健センターを随時調べて対応しています。各地域の保健師との連携を軸にして、各自治体や医療機関、里親会などによる支援を受けられるようにしています。</p>		
	<input type="checkbox"/> 自らの役割及び自らの機能を達成するために必要となる関係機関を含む社会資源を認識し、関係する情報を収集している。				
	<input type="checkbox"/> 収集した情報について、業務に携わる職員が常に活用できるよう、業務方法書等により共有している。 <input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に対して、関係機関による支援が利用可能であることを適切に情報提供している。※法定事項				
No.16	II-5-(1)-② 関係機関との連携・協働による支援が適切に行われている。	a	<p>・「医療・行政・福祉が連携し生母と家族を支えること」を事業計画に掲げています。養子縁組について、各関係機関の理解を得るためにシンポジウムを開催するなど、土台づくりに取り組んでいます。</p> <p>・毎月、行政に養育支援連絡表を提出し、地域の保健師と連携しやすいよう対応しているほか、各地域の保健センターや医療機関と連携をして、生母や養親子を支援しています。</p> <p>・家庭裁判所に個人情報を提供することについて、本人に同意を得ています。小児科や各行政機関などへの情報提供については随時電話等で同意を得ていますが、書面等で同意を得ていくとより確実だと思われれます。</p>	<p>・現在、県内唯一の民間養子縁組あっせん機関であり、県の特別養子縁組推進事業業務を受託しています。県内関係機関との連携に寄与しています。</p> <p>・近年、県内においては保健師などの行政関係者からの相談も多く持ち込まれ、児童相談所が当院による養子縁組あっせんを前提として紹介された例もあるなど連携が強化されています。</p> <p>・毎年「産前・産後母子支援 特別養子縁組推進事業報告書」を作成し、行政機関に配布しています。事業内容や相談件数、関係機関等の連携、特別養子縁組が検討されたケース、現状と課題などを冊子に整理し、行政機関に分かりやすく情報を提供することで、連携が進むように取り組んでいます。</p>	
	<input type="checkbox"/> 関係機関と連携・協働して支援できる体制を構築するよう努めている。				
	<input type="checkbox"/> 関係機関との連携に際し、必要に応じて児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に関する情報提供、情報授受がある旨を説明し、同意を得るよう努めている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん事業の業務の一部を委託する場合には、当該機関が法第6条第1項の許可を得ていること、関連法令等を遵守していることを確認している。				
No.17	III-1-(1)-① 生みの親による養育可能性の模索が適切に行われている。	a	<p>・「妊娠期から深い関わりを持つことで生母の苦悩や出産、産後まで継続的支援を行うこと」や、「生母の心の変化に応じた対応をすること」について、事業計画に掲げて実施しています。</p> <p>・特別養子縁組にこだわらず、生母と共に悩み熟慮して出した答えを認めながら、その後も継続した支援を行っています。</p> <p>・生母には安心で安全であることを伝え、担当の助産師や看護師を配置するとともに、病院全体の各職種で支える仕組みを作っています。定期的にカンファレンスを開いて生母への支援や生母の気持ちの変化について共有しています。</p>	<p>・病院では、入職時に「全員がセラピスト」であることを伝えていきます。朝のミーティングで生母について共有しながら、医師、看護師、助産師、社会福祉士、公認心理師、栄養士、アロマセラピスト、清掃職員などが、自分ができる支援を検討しています。</p> <p>・「予期せぬ妊娠について」というスライドを2種類作成し、知ってほしいことや出産までに考えることを本人と家族に伝えていきます。自分で育てる、施設に預ける、特別養子縁組をするなどの複数の選択肢について伝えながら、何度も面談を繰り返し、気持ちの変化を捉えています。</p>	
	<input type="checkbox"/> 具体的に養子縁組の検討を進める段階において、生みの親との面接をして事情を聴取している。※法定事項				
	<input type="checkbox"/> 生みの親の家族や親族との面接の必要性を適切に判断し、必要な場合には面接を行っている。				
	<input type="checkbox"/> 生みの親や家族、親族との面接を通じて、生みの親の養育力やその環境等についてアセスメントを行っている。 <input type="checkbox"/> 生みの親の置かれた状況を把握したうえで、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための選択肢を検討することについて、十分な理解を得られるよう、丁寧に説明している。				

<p>評価項目 / 評価の着眼点</p> <p>【評価ランク】</p> <p>a: 評価項目の事項が適切に実施されている。 b: 評価項目の事項は実施されているが、十分ではない。 c: 評価項目の事項が実施されていない、または確認できない。</p>	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.18 III-1-(1)-② 児童や生みの親、養親候補者に対して養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報を適切に提供している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じた情報提供を行っている。(経済的な支援に関する情報、就労支援等の幅広い社会資源に関する情報等)</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じて、相談窓口等の情報提供や関係機関への連絡等を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて、児童及び生みの親が関係機関につなぐための支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が生活支援を必要とする場合には、できる限り公的支援につなぐなど、当該支援の提供が養子縁組の意思決定に不当に影響しないよう配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 民間あっせん機関が直接生活支援を行う場合でも、公的支援での提供が可能な支援については、その趣旨を丁寧に説明したうえで、公的支援の利用を優先している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者に対して必要以上の期待を抱かせることのないよう配慮している。</p>	a	<p>・生母にとって必要な情報の提供を行っています。妊婦健診や出産費用に関する情報を提供すると共に、地域の保健師と協力して、個々に応じた社会資源が使えるように支援しています。生活場所が不安定な生母もいることから、保健師と協力しながら居場所の確保なども検討しています。</p> <p>・中高生の妊娠など、地元の自治体や関係機関に知られたくないケースもあることから、個別の状況に合わせて慎重に情報提供や個別支援、関係機関との連携を行っています。</p>	<p>・院内には、長期滞在が可能で秘匿性が守られる個室を複数用意するなど、安心・安全にお産ができる環境があります。</p> <p>・養親候補者に必要以上の期待を抱かせることのないように、養親登録の各過程で十分に説明をしています。今回独自で行ったアンケートでは、養親等から、生母を大切にしていることを当院の良い点としてあげる意見が複数出ており、当院の理念について理解が深まっていることが分かります。</p>	
<p>No.19 III-1-(1)-③ 生みの親からの同意が適切な方法でとられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに関する生みの親の同意は、制度や手続き、手数料等について、面会により、あらかじめ丁寧に説明し、十分な理解を得たうえで、書面により確認している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを行う場合は、年齢と発達に応じて、丁寧な説明と十分な理解のもとで子どもの意向を確認し、自ら意思を表現しない乳幼児等の場合には、権利擁護について配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が熟慮したうえで養子縁組に関する意思決定ができるよう、初回相談の場で決定を迫ることはしない等の配慮をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 同意の確認において、生みの親の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為を行っていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が妊娠中に養子縁組を希望している場合でも、養親候補者と児童が面会することについての同意及び養子縁組成立前養育を行うことの同意は、児童の出生後にあっせんの各段階で得ている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育を行うことの同意を事前に得ている場合においても、その開始に先立ち、改めて同意を確認するよう努めている。</p>	a	<p>・生母の自己決定を大切にしています。「予期せぬ妊娠について」というスライドを2種類作成し、知ってほしいことや出産までに考えることを本人と家族に伝えていきます。自分で育てる、施設に預ける、特別養子縁組をするなどの複数の選択肢について伝えながら、何度も面談を繰り返し、気持ちの変化を捉えながら意思決定できるようにしています。</p> <p>・養子縁組については出産後一度家に帰ってから決定できることを促しています。「特別養子縁組同意書」を、実父母成人用、実母未成年用、実父未成年用の3種類用意し、一つ一つ項目を読み上げチェックしていきますながら、署名捺印にて承諾を得ています。同時に、「赤ちゃんが生まれた経緯を辿るための同意書」「必要な医療行為を委ねる同意書」「予防接種委任状」なども得ています。</p>	<p>・「特別養子縁組同意書」は「赤ちゃんの幸せ」を中心に据えていて、赤ちゃんの幸せのために特別養子縁組に同意をする内容になっています。あらゆる方法を検討し、赤ちゃんが本当に幸せになることを熟慮した結果、最終的に養父母さんに委ねることを決めたことが最終確認できるようになっています。</p>	

<p>評価項目 / 評価の着眼点</p> <p>【評価ランク】</p> <p>a: 評価項目の事項が適切に実施されている。  b: 評価項目の事項は実施されているが、十分ではない。  c: 評価項目の事項が実施されていない、または確認できない。</p>	<p>評価ランク</p>	<p>評価の理由</p>	<p>特に評価が高い点</p>	<p>改善が求められる点</p>
<p>No.20 III-1-(1)-④ 養子縁組のあっせん・相談支援の開始・過程において、児童や生みの親、養親希望者にわかりやすく説明している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者に対しては、養子縁組に関する詳細な説明と合わせて、関連事項について十分な情報提供及び説明を行い、理解を得ている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者に対して情報提供及び説明を行った結果、理解が不十分な場合には養子縁組のあっせんは行っていない。</p>	<p>a</p>	<p>・定期的に、養親希望者に向けて説明会を実施しています。コロナ禍の現在はオンラインも活用して説明を行っています。説明会の後には、個別の相談にも応じています。</p> <p>・院長は、あんさん協の理念・方針や、子どもの幸せと生母のケアを重視していることなどについて説明会で話しています。また、養親家族が体験談を話す時間を設けています。</p> <p>・申し込みの前提として社会的養護への理解を深めるために里親登録認定書が必要であることを説明しています。また、申し込みから養親登録の手順、費用、教育入院などについてもスライドで分かりやすく説明しています。</p>		
<p>No.21 III-1-(2)-① 養親希望者やその家族、家庭状況等について丁寧に情報収集を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを行う前に、養親希望者及びその全ての同居家族と面会を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 少なくとも一度は養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集を丁寧にしている。</p>	<p>a</p>	<p>・「養親希望者の要件」や「社会福祉の視点からの養親の適格性」を定め選考をしています。まず要件に基づき書類選考を行っています。その後、一次面接・審査、家庭訪問・審査、二次面接を行い、審査委員会を経て、養親候補者登録ができる手順となっています。丁寧に情報収集を行い、子どもが幸せになる養子縁組を協議しています。</p>	<p>・子どもの幸せに向けて、各工程において協議を行い、次に進むかどうか判断をしています。段階を踏みながら選考を進め、最終の面接では、児童福祉の専門的知識を持つ第三者委員が同席をして、あんさん協による本部面接を行っています。情報収集と審査を繰り返して、養親候補者を選定する仕組みを構築しています。</p>	
<p>No.22 III-1-(2)-② アセスメントやマッチングについて、組織的な検討と決定を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者を含めた複数の職員が、業務方法書に基づくアセスメントや組織的な検討を行うなどの適切な手続きによりマッチングをしている。</p> <p><input type="checkbox"/> アセスメント、マッチングにおいて、医療職、心理職等の助言を得られる体制が確保されており、必要な助言を得ている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者の選定は、専門的な知識及び技術に基づき、児童の最善の利益を最大限考慮しながら行っている。</p>	<p>a</p>	<p>・週1回会議を行いケースの進行状況について確認し、定期的にケース検討会を開いています。マッチングは、産婦人科医である院長、保育士の事務長、社会福祉士、看護師、公認心理師、助産師などが合意のもと決定しています。</p> <p>・事前に生母から、養親についてのイメージを聞いています。夫婦の仲が良いことや、子どもに十分な教育の機会を与えられる人、兄弟姉妹がいないことなどの希望が出ており、マッチングに生かしています。</p> <p>・事前に養親候補者から、「父母の状況の受け入れに関する質問」に回答してもらい、例えば、きょうだいケースの受け入れや実父母の特性などについて書面で確認をしています。</p>		
<p>No.23 III-1-(2)-③ 国内におけるあっせんが優先されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組のあっせんは、国内における養子縁組の可能性を十分に模索したうえで実施している。※法定事項</p>	<p>a</p>	<p>・国内におけるあっせんを優先することを事業計画書や業務方法書に明記しています。</p>		

<p>評価項目 / 評価の着眼点</p> <p>【評価ランク】</p> <p>a: 評価項目の事項が適切に実施されている。  b: 評価項目の事項は実施されているが、十分ではない。  c: 評価項目の事項が実施されていない、または確認できない。</p>	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.24 III-1-(2)-④ 国際養子縁組を行う場合、マッチングの手順が適切に実施され、養子縁組成立後の支援が担保されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、適正な手続きによりマッチングが行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、養子縁組成立後に至るまで、相手先国において支援が適切に提供されることを確認している。</p>	-			
<p>No.25 III-1-(3)-① あっせん前の児童の一時的な養育は、適切な環境で行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育が想定される場合には、あらかじめ養育施設の設置や人員の確保、乳児院等との協定の締結等を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育の方法について、業務方法書に記載している。</p> <p><input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育は、子どもの状況に応じた適切な養育環境で行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生命の維持や安全に配慮を要する児童の一時的な養育は、医療機関をはじめとする関係機関との連携のもと、その保護と適切な養育環境の確保を行っている。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当院で出産をするため、あっせん前の子どもの一時的な養育は、主に新生児室で行います。養子縁組まで時間がかかるときには、児童相談所と連携し一時保護として対応しています。</li> <li>・生母が養子縁組にするのかどうか決められないときには、児童相談所と連携をして、乳児院も利用できるようにしています。</li> <li>・当院で対応するのが難しい子どものケースでは、公的機関に介入をしてもらい対応しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産後、生母に命名をお願いします。命名して頂けることになった場合は、子どもの名前や、名前の中の一字を考えて、その由来を手紙にでもらうなど取り組んでいます。</li> </ul>	
<p>No.26 III-1-(3)-② あっせん前の児童の一時的な養育及び養親候補者による児童の養育の開始に関する手続きが適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合には、同居児童の届出を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の養育のために把握しておくべき必要な情報が明確になっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の養育に必要な情報について十分に把握し、養親候補者に対して、児童の養育を開始する前に提供している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者による児童の養育の開始にあたっては、その時点での家庭状況を再度確認し、児童との交流や関係調整を十分に行っている。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養親候補者の一時的な養育に向けて行政手続き等をスムーズに行うため、3泊4日の教育入院期間中に、各種行政手続きや社会資源について担当者が養親候補者に丁寧に説明をしています。</li> <li>・養親候補者が住む地域の保健センターに事前に連絡を入れ、保健師からの支援が受けられるようにしています。</li> <li>・養親候補者に渡したチェックシート式の報告書の返送をもって、手続きが完了したことを確認する仕組みになっています。</li> </ul>		

<p>評価項目 / 評価の着眼点</p> <p>【評価ランク】</p> <p>a: 評価項目の事項が適切に実施されている。  b: 評価項目の事項は実施されているが、十分ではない。  c: 評価項目の事項が実施されていない、または確認できない。</p>	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.27 III-1-(4)-① 養親候補者による児童の養育開始から、養子縁組成立までの支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後、安心して児童を養育することができるよう、きめ細やかな相談支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者と児童を定期的に訪問し、監護の状況を確認している。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて、養親候補者の居住地を管轄する児童相談所などの関係機関との連携を図っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後1か月以内に法第32条第3項の届出を行うなど、必要な支援が遅滞なく提供されるよう連携体制を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者が児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合、同居児童の届出が行われるよう、養親候補者に対して必要な説明を行うとともに、届出の有無を確認している。</p>	a	<p>・養育開始から養子縁組成立までの期間、可能な限り1回から複数回家庭訪問をして、子どもの養育状況や発達の状況を確認しています。</p> <p>・養親候補者には、いつでも相談できることを伝えていきます。養育開始から養子縁組の成立まで、電話やメールで適宜連絡を取るほか、2週間健診や1か月健診で子どもの状況を確認しています。遠方に住んでいる養親候補者が多いことから、その地域の保健師や小児科とも連携を取っています。</p> <p>・養親候補者に子育ての疲れやストレス、不安が出ていないか確認するとともに、子どもの成長や発達などに着目して支援を行っています。</p>		
<p>No.28 III-1-(4)-② 養子縁組の申立手続き等に関する情報提供が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育の監護状況から、法律上の親子関係を成立させることが望ましいと考えられる場合、速やかに家庭裁判所への申立等の手続きをとるよう、養親候補者に指導及び助言を行っている。</p>	a	<p>・家庭裁判所への申立てに向け、申立書の書き方について個別対応で養親候補者に説明をしています。特に生母の背景の記入内容について助言をしています。家庭裁判所からの問い合わせは、当院で受けることにし、全てのケースで成立しています。</p>		
<p>No.29 III-1-(5)-① 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童の保護が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書等に定めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童の保護を適切に行い、必要に応じて関係機関に連絡するなどの適切な対応を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育の中止を求めたときは、監護の権利を有する者への児童の引渡し、児童相談所に対する要保護児童通告など、適切な措置を講じている。※法定事項</p>	-	<p>・養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書に明記しています。</p> <p>・養子縁組成立前養育が中止されたケースは今までありません。</p>		

<p>評価項目 / 評価の着眼点</p> <p>【評価ランク】</p> <p>a: 評価項目の事項が適切に実施されている。  b: 評価項目の事項は実施されているが、十分ではない。  c: 評価項目の事項が実施されていない、または確認できない。</p>	<p>評価ランク</p>	<p>評価の理由</p>	<p>特に評価が高い点</p>	<p>改善が求められる点</p>
<p>No.30 III-1-(5)-② 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童と養親候補者への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童と養親候補者の双方に対して、丁寧なケアを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された養親候補者を次の養子縁組のあっせんなどで優先するなどは行っていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された理由や、中止後の児童の様子等について丁寧に確認を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童を次の養親希望者にあっせんするにあたっては、養親希望者の選定をより丁寧にを行うなど、養子縁組前養育の中止が繰り返されないよう配慮している。</p>	<p>—</p>			
<p>No.31 III-1-(6)-① 養子縁組成立後の児童への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童に対し、継続的な心身の支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の養育・支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。</p>	<p>b</p>	<p>・養子縁組成立後の家庭訪問で、子どもの身体状況、体重などを確認し「養子縁組成立後家庭訪問報告書」に記録をしています。</p> <p>・1歳児半検診、3歳児検診などで子どもの状況を把握し、個別的な支援に取り組んでいます。</p> <p>・養親には、育児アルバムを作成して当院に提出してもらい、子どもの成長を共に喜び、子どもの状況や養親との関係、環境などの把握に努めています。</p> <p>・業務方法書に養親及び児童について、定期的な訪問を行うことは明記されていますが、児童への支援項目は設定されていませんでした。</p>	<p>・養親家族の集いの会である「星の子の会」に職員が参加し、子どもと顔を合わせてコミュニケーションを図り、状況を把握しています。子どもがいつでも職員や関係機関に相談できるように配慮しており、個別に継続した支援を行っています。</p> <p>・心理療法を行うプレイルームには、ストレスレスチェアや箱庭療法の用具を備えています。職員が子どもの相談を受けたり、心理職による支援を行っています。</p>	<p>・業務方法書に、児童への支援項目が設定されていません。子どもの発達を考慮した具体的な支援についての明記することが期待されます。</p>
<p>No.32 III-1-(6)-② 養子縁組成立後の養親家庭への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親が必要な時に相談できる支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親や養子となった児童に対して自ら支援すると同時に、そのニーズを把握し、気持ちを丁寧に聞きながら、適切な支援機関との協働を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親や養子となった児童への定期的・継続的な訪問などにより関係性の維持を図りつつ、子どもの発達段階に応じた悩みに対する助言などを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 遠隔地の養親及び養子となった児童には、養子縁組成立前から、養親居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係づくりを行うなど、継続的な支援が行える体制を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子となった児童から自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は、丁寧に相談に応じたうえで、当該児童の年齢等を踏まえ、適切な助言・対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>・養親には、なんでも相談できることや関係機関の支援体制などを理解できるよう伝えています。</p> <p>・業務方法書には、養親及び児童について定期的な家庭訪問を行うことや、いつ児童に告知すべきか発達に合わせた助言や指導を行うことなどについて明記しています。</p> <p>・遠隔地の養親家庭への支援として、養子縁組成立前から養親の居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係づくりを行い、継続的な支援体制を整えることを業務方法書に明記し実践しています。</p>	<p>・養親家族の集いの会である「星の子の会」では、「星の子通信」を発行し、悩みごとを共有しあっています。</p> <p>・「星の子の会」の際には、実告知について先輩の養親に体験談を話してもらったり、実施状況を確認したりしています。「星の子通信」では、日頃からの会話の大切さや絵本の紹介なども載せ、養親は参考にしたり助言を得たりしています。</p> <p>・遠隔地の養親家庭には、あんさん協の加盟施設と連携して継続した支援体制を整えています。</p>	

<p>評価項目 / 評価の着眼点</p> <p>【評価ランク】</p> <p>a: 評価項目の事項が適切に実施されている。  b: 評価項目の事項は実施されているが、十分ではない。  c: 評価項目の事項が実施されていない、または確認できない。</p>	<p>評価ランク</p>	<p>評価の理由</p>	<p>特に評価が高い点</p>	<p>改善が求められる点</p>
<p>No.33 III-1-(6)-③ 養子縁組成立後の生みの親への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対し、自ら継続的な心身の支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が生活を立て直すための支援等に関する情報提供や、関係機関へのつなぎを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親への支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。</p>	<p>a</p>	<p>・特定妊婦支援、生母のフォローを大切にすることを基本方針として明文化しており、全職員で共通認識を図っています。</p> <p>・継続的な受診機会の創出や、メールや電話にて都度生母を支援しています。個別の状況に応じて、人生の節目で相談ののったり、話を聞いたりしています。初回から養子縁組成立後まで一貫して決して強制や誘導はせず、本人の意思を尊重しています。</p>	<p>・生母には、新たな生活をスタートできるよう支援を丁寧に行っています。生母が生み出した命は尊いこと、命をつないだこと、自分自身を許すこと、自分の生きる道を見つけることなどについて、スライドを用いて伝えています。</p> <p>・スライドは4種類用意していて、避妊や低容量ピル、性的同意などの性教育に関する内容や、これからの仕事、男女、結婚など、人生は続いていくことなどについて、生母に寄り添いながら伝えています。生母の家族に向けたスライドも用意しています。</p> <p>・資格取得や進学など、人生の節目に当院に報告にくる生母もいます。</p>	
<p>No.34 III-2-(1)-① 養子縁組のあっせん・相談支援について標準的な実施方法が文書化され、それに則った養子縁組あっせん・相談支援が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が、業務方法書として文書化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書には、養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法がわかりやすく記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員や個別事例により支援の質が異なるよう、特に重要な事項については、必要な様式を定めるなど、具体的な業務内容と留意事項が標準化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書における養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法などの必要な事項について、生みの親や養親希望者に十分に説明されている。</p>	<p>a</p>	<p>・養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法は業務方法書に記載されています。今後業務水準を維持継続していくために、文書化されていない部分の独自マニュアル作成を検討しています。</p> <p>・業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援を実施していることを個別に記録しています。</p> <p>・毎週実施しているミーティングで、相談支援の実施方法や状況を共有しています。</p> <p>・養親希望者説明会では「養親を希望される方へ」を配布し、手順や必要事項を説明しています。</p>	<p>・当院の業務方法書は民間あっせん機関に係る法律等にならい事業活動を照らし合わせて記載している部分と、あっせんに係る手順書の部分から構成した内容で、充実したものとなっています。相談支援の基本計画の側面を持っています。</p> <p>・業務方法書に則り養子縁組あっせん・相談支援を行い、さらに職員の個々の能力を生かして個別に応じて丁寧な対応をしています。</p>	
<p>No.35 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書の内容は、定期的に検証されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法が定められている。</p>	<p>b</p>	<p>・業務方法書は更新時に検証しています。</p> <p>・業務方法書は法律に則り見直して、県知事等に報告しています。</p> <p>・業務方法書を見直す場合の方法は定められていませんでした。</p>		<p>・今後、業務を見直す場合の方法を検討して定めたいと当院では考えています。</p>

<p>評価項目 / 評価の着眼点</p> <p>【評価ランク】</p> <p>a: 評価項目の事項が適切に実施されている。  b: 評価項目の事項は実施されているが、十分ではない。  c: 評価項目の事項が実施されていない、または確認できない。</p>	<p>評価ランク</p>	<p>評価の理由</p>	<p>特に評価が高い点</p>	<p>改善が求められる点</p>
<p>No.36 III-2-(2)-① 養親希望者の適性評価と選定が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性について、児童を養育する上での強みや課題を総合的に勘案して、様々な観点から評価・判断されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを希望する理由や、養子縁組あっせんを申し込むに至った経緯については、特に丁寧な聴き取りを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価を行うために確認すべき内容及び適性評価を組織的に検討・決定する方法が具体的に定められている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価が、定められた様式等に則り、適切な手順により実施されている。</p>	<p>a</p>	<p>・養親希望者の申し込みにあたっては、自治体から里親認定をうけていることを前提としています。</p> <p>・養親希望者の適正評価と選定は、ガイドラインを遵守しています。書類や複数回の面談と家庭訪問などを実施し、都度会議で情報共有しています。子どもの幸せを第一に考えて職員が議論しています。</p> <p>・適正評価に向けて項目立てされた内容について記録しています。</p>	<p>・一次面接の記録については、音声(会話)をそのまま記録する方法を補助的に導入しました。記録にあたっては養親希望者の了解を得ています。あんさん協の他機関に、養親候補者として推薦する機会があるため、記録者の主観が入らないよう養親希望者の思いと言葉を大切にしています。</p> <p>・あんさん協で行う最終面接は、あんさん協の役員のほか専門的な知識をもつ第三者を交えて組織的に行っています。子どもの最善の利益に基づく縁組であるか検討する仕組みとなっています。</p>	
<p>No.37 III-2-(2)-② 養親希望者への情報提供、研修等が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、児童の特性や発達に関する理解を深めさせている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、真実告知の重要性について理解を促している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、児童への関わり方を実践的に習得できるカリキュラムを作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の研修への取組状況や内容についての理解等を通じ、養親希望者の強み・課題を把握している。(委託先研修担当者からの報告等)</p>	<p>a</p>	<p>・夫婦ともに自治体から、里親と認定されていることが養親登録の要件の一つとしているため、児童の特性や発達(児童福祉論、養育論、養育実習など)、真実告知の重要性などに関して研修を受けています。</p> <p>・委託連絡後、受託を決意したら、夫婦共に3泊の「教育入院」を行うことを要件としています。教育入院では、沐浴・おむつ交換・赤ちゃんとの生活など、子どもとの関わり方などを習得できるように実践的なカリキュラムが組まれています。</p> <p>・真実告知に関しては、研修のほかに参考図書を紹介して入院前の購読を勧めています。</p>	<p>・「教育入院」の冒頭では、分娩室でバースデーセッションを行っています。分娩台で初めて子どもと養親が出会い、その様子を職員皆で見守ります。院長は温かいメッセージを家族に贈り、職員は誕生日の歌をうたい新しい家族の門出を祝福しています。</p> <p>・院内外における「社会的養護」「家庭的養育」「愛着形成」「トラウマ・インフォームドケア」「ライフストーリーワーク」などの講演会への参加を促し、必要に応じてグループワークを企画して実施しています。関連書籍も紹介しています。</p> <p>・今回独自で行ったアンケートでは、職員の専門性が高く、指導に満足できたという養親の意見が複数あがっています。</p>	



評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
【評価ランク】					
<p>a: 評価項目の事項が適切に実施されている。  b: 評価項目の事項は実施されているが、十分ではない。  c: 評価項目の事項が実施されていない、または確認できない。</p>					
No.38	<p>III-2-(3)-① 帳簿への記録が適切に行われ、記録された内容が職員間で共有化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 規則第7条第1項に規定する記載事項を記載した帳簿を備えつけている。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿の記載内容や表現は適切である。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報が、職員間で共有されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者等に関する情報収集、保管、使用に関するルールを業務方法書に定めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童が自らの出自を知ることができるよう、児童に関する情報、生みの親に関する情報及び養子縁組の経緯についての情報が帳簿に記録・保管されている。</p>	a	<p>・養子縁組あっせんの記録は、ケースごとにボックスを用意して整理しています。ボックスには、生母のファイル、養親のファイル、子どものアルバム(育児日誌)を保管しています。</p> <p>・子どもや生母、実父、養親希望者に関する情報の取り扱いに関するルールが、業務方法書に明示されています。</p> <p>・子どもが自ら出自を知ることができるよう、子どもや生母、実父に関する情報及び養子縁組の経緯についての情報が記録・保管されています。</p>	<p>・子どもや生母、実父、養子縁組の経緯、養親希望者に関する記録の電子化に取り組んでいます。紙面から電子記録に変換を進めています。</p> <p>・養子縁組に関する情報については、事務局内の職員に限定して共有しています。電子カルテは権限のある職員が閲覧できるため、あえて電子カルテには入れず、インターネットにはつながらないように考慮しています。</p>	
No.39	<p>III-2-(3)-② 帳簿の永続的な保管体制が確立されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 不慮の災害等による帳簿の滅失防止のために、十分な対策がとられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 記録の保管及び事業許可取消し時又は事業廃止時の引継ぎの可能性について、養親希望者及び生みの親に対して事前に説明し、理解を求めている。</p>	b	<p>・帳簿は子どもが自らの出自を知るために重要な資料であり、ケースごとに保管しています。紙での保存から電子記録に移行しており、より安全な対策に取り組んでいます。</p> <p>・記録などに関して、法律に則っていることや、県と国に報告していることを生母や実父、養親希望者に伝えています。業務方法書に、事業取り消し又は事業廃止時の引継ぎの可能性について明記されていますが、説明はしていません。</p>	<p>・県の助成金と当院で多額の資金を投入して、データをサーバー内に入れています。</p> <p>・「安心母と子の委員会ケース記録等の保存に関する規定」に従い、施錠した保管棚に1ケース1番号で適切に保管しています。</p>	<p>・業務方法書に、事業取り消し又は事業廃止時には、帳簿を県に引継ぐことが明記されています。生母や実父、養親希望者に、事前に伝えて理解を求めることが望まれます。</p> <p>・責任を持って帳簿の管理をしていますが、年々増え続けるデータの一元化が必須であり、より十分な対策が急務だと考えています。国で管理することを願っています。</p>

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
【評価ランク】					
<p>a: 評価項目の事項が適切に実施されている。  b: 評価項目の事項は実施されているが、十分ではない。  c: 評価項目の事項が実施されていない、または確認できない。</p>					
<p>No.40 III-2-(3)-③ 帳簿に記載された情報の取扱いが適切に行われている。</p>		a	<p>・将来子どもが記録の開示を求めた場合の対応について、生母に説明しています。「赤ちゃんが生まれた経緯を辿るための同意書」にて、あらかじめ同意を得て対応することとしています。</p> <p>・業務方法書に、個人情報保護し、秘密を守る義務を定めた文書があり、違反した場合の罰則などが明記されています。</p> <p>・「安心母と子の委員会ケース記録等の保存に関する規定」を定めて責任者を置いています。</p>	<p>・閲覧範囲を限定し担当者のみとしています。ケースに対応する職員が閲覧する場合は、「安心母と子の委員会ケース記録に係る記録閲覧および貸出規定」に従って対応しています。院長が必要と認めた場合に限りケース記録を利用することができることが定められています。</p>	
<input type="checkbox"/>	児童の求めに応じ、帳簿の一定の情報を民間あっせん機関等から児童に対して提供できる可能性があることを、生みの親に対してあっせんの段階で説明し、その意向を十分確認するとともに、あらかじめ同意を得ている。				
<input type="checkbox"/>	養子縁組のあっせん・相談支援の記録について、プライバシー保護の観点から、関係者の情報管理を徹底している。				
<input type="checkbox"/>	個人情報の取扱いについて定めた文書がある。				
<input type="checkbox"/>	職員が個人情報保護規程等を理解し、遵守している。				
<p>No.41 III-2-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知している。</p>		c	<p>・相談や意見には都度対応しています。</p> <p>・病院として苦情解決制度はありますが、本事業についての苦情解決制度はなく、今後、しくみを作る予定としています。</p>		<p>・苦情解決に関する体制を整備して、生母や実父、養親希望者等が苦情を述べやすくなるのが望まれます。苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員を設置するなど、当院に応じた体制の確保が期待されます。</p> <p>・苦情解決のしくみを整え、文書や掲示でわかりやすく、生母や実父、養親希望者に周知することが望まれます。</p>
<input type="checkbox"/>	苦情解決に関する体制及び流れについて定めた文書がある。				
<input type="checkbox"/>	苦情解決体制について、文書や掲示により、その仕組みを分かりやすく周知している。				

<p>評価項目 / 評価の着眼点</p> <p>【評価ランク】</p> <p>a: 評価項目の事項が適切に実施されている。 b: 評価項目の事項は実施されているが、十分ではない。 c: 評価項目の事項が実施されていない、または確認できない。</p>	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.42 III-2-(4)-② 児童や生みの親、養親希望者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親及び養親希望者が意見を述べやすく、相談しやすい体制が確保されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談体制について、児童、生みの親、養親及び養親希望者に周知している。</p> <p><input type="checkbox"/> アンケートの実施やイベント開催による交流等、意見を積極的に把握する機会をつくっている。</p>	<b>a</b>	<p>・意見を述べやすく相談しやすいように配慮し、生母や実父、養親希望者、養親に対して、当院はパートナーであることを伝え、信頼関係を大切に对应しています。初めての電話やメールの際、不安なことや質問はないかと問いかけ、その後も常に声をかけています。</p> <p>・養子縁組家族の会「星の子の会」では、年3回定期的に集まり交流したり、研修会を開催したりしています。次回は、コロナ禍で集合せずにリモートでの実施を計画しています。</p> <p>・養親説明会や「星の子の会」でアンケートを実施し、意見や考え、心配事等を把握しています。</p>	<p>・養子縁組家族の会「星の子の会」では、定期的に集まる機会を設け、子どもが小さいうちからつながっています。子ども同士や養親同士、養親子同士などで情報を共有したり、悩みを語れる場となっています。</p> <p>・養親子の精神的な安定を図れるように、養子縁組家族の居住する地域や子どもの月齢・年齢を考慮した養親サロンにつなぎ、悩みを表出できる場を提供しています。</p>	
<p>No.43 III-2-(4)-③ 児童や生みの親、養親及び養親希望者からの相談や意見、苦情等に対して、適切な対応をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルを整備している。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等について、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等にもとづき、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に関わる取組が行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童や生みの親、養親、養親希望者からの要望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者が意見や苦情を述べたことにより養子縁組のあっせんを行わないなど、養親希望者が意見等を述べにくくなるような言動を行っていない。</p>	<b>b</b>	<p>・生母・実父や養親希望者への相談援助の対応手順は、業務方法書に明記されていますが、子どもや生母、実父、養親、養親希望者からの意見、苦情を受けた際の手順を定めた対応マニュアルは策定されていません。</p> <p>・相談や意見については、都度迅速に対応し、業務方法書に定められた様式に記録しています。</p> <p>・子どもや生母、実父、養親、養親希望者からの要望に応えられない場合は、理由を丁寧に説明しています。養親希望者の適正評価の審査理由に関しては伝えないことにしています。</p> <p>・養親希望者には、当院はパートナーであることや対等であることを必ず伝えて、どんな質問や意見でも言えるように配慮しています。</p>	<p>・養親希望者がどんなことでも言えるように常に声をかけ、意見を言いやすい雰囲気作りと人間関係構築に努めています。</p> <p>・独自に行った利用者アンケートでは、親身になって教えてくれる、寄り添った対応をしてくれる、誠心誠意対応してくれる、手続きも分かりやすく説明してくれるなどの意見が複数出ています。</p>	<p>・子どもや生母、実父、養親、養親希望者からの相談や意見、苦情などを受けた際の対応マニュアルを作成することが望まれます。記録方法や報告の手順、対応策の検討などについて定めることも期待されます。</p>
<p>No.44 III-2-(5)-① 安心・安全な養子縁組のあっせん・相談支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の過程で起こり得る緊急事態を想定し、事故対応マニュアルを作成して職員に周知するなど、リスクマネジメント体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急時における関係機関との連絡・協力体制をあらかじめ構築している。</p>	<b>b</b>	<p>・病院の「防災マニュアル」には、水害時移動物品やインシデントなどを整備していますが、あっせん業務におけるリスクマネジメント体制は改善課題と捉えています。</p> <p>・関係機関とは日頃より連携していますが、緊急時を想定した協力体制は十分ではありません。</p>		<p>・リスクについては、いくつか洗い出しています。可能性のある事例に応じて対応マニュアルに反映させることが期待されます。</p> <p>・緊急時に協力を求める関係機関のリストを作成し、対応内容を関係機関と共有しておくことが望まれます。</p>